

裏面

区役所処理欄

表面申請について次のように決定してよろしいか						
決定区分	該当		非該当		受付	入力処理
	☐ 老福受給＋世帯非課税		☐ 預貯金等限度額超過 ⇒ ☐ 単身超過 ☐ 夫婦超過			
	☐ 世帯非課税 ＋合計所得等82万6,500円以下		☐ 世帯課税(同一世帯内)			
	☐ 世帯非課税 ＋合計所得等82万6,500円超		☐ 世帯分離配偶者課税			
決定年月日		年 月 日	決 裁		課長	課長補佐
適用年月日		年 月 日	年 月 日 起案			
			年 月 日 決裁			

同 意 書

名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

なお、貴市 区長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

（宛先）名古屋市 区長

<本人>

住所

氏名

<配偶者>

住所

氏名